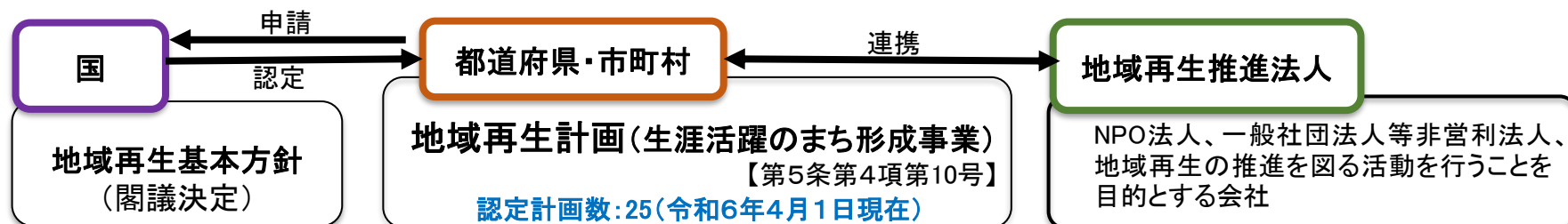


地域再生法の改正(平成28年4月20日施行)による「生涯活躍のまち形成事業」の導入



具体化 (Concretization)

市町村 (Municipalities)

生涯活躍のまち形成事業計画 (Lifetime Active Community Formation Project Plan)

【第17条の24】
作成自治体数: 8 (令和6年4月1日現在)

◎サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の緩和【国交省・厚労省告示】

市町村が作成する事業計画において、国交・厚労大臣が定める基準に従い入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者とする。

(参考) 現行規定による入居対象者
 > 60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者
 > 上記の者と同居する配偶者等

記載事項 (Items to be Recorded)

- 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進のための施策
 労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項
- 高年齢者に適した住宅の整備のための施策
 有料老人ホームの整備事業者に関する事項
- 介護サービスの提供体制の確保のための施策
 介護サービス提供事業者に関する事項
- 移住希望者の来訪・滞在の促進のための施策
 お試し居住を行う事業者に関する事項

大臣の同意

知事の同意

知事の同意

特例措置 (Special Measures)

- 職業安定法の特例【第17条の28】**
事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合、厚生労働大臣の許可(無償の場合、届出)が必要
- 老人福祉法の特例【第17条の32】**
有料老人ホームを設置しようとする者は、都道府県知事に事前届出が必要
- 介護保険法の特例【第17条の33】**
居宅サービス事業等の介護保険の事業を実施する場合、都道府県知事等の指定が必要
- 旅館業法の特例【第17条の34】**
旅館業を実施する場合、都道府県知事の許可が必要

許可・届出不要

事前届出不要

指定があったとみなす

許可があったとみなす